1　品種登録の番号　第22366号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Malus Mill.
4　登録品種の名称　シナノホッペ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　長野県
　長野県長野市大字南長野字幅下692―２
7　出願公表の年月日　平成23年８月19日

1　品種登録の番号　第22367号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Malus Mill.
4　登録品種の名称　あおり24
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　地方独立行政法人青森県産業技術センター
　青森県黒石市田中82番地９
7　出願公表の年月日　平成24年１月13日

1　品種登録の番号　第22368号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Malus Mill.
4　登録品種の名称　あおり25
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　地方独立行政法人青森県産業技術センター
　青森県黒石市田中82番地９
7　出願公表の年月日　平成24年１月13日

1　品種登録の番号　第22369号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Malus Mill.
4　登録品種の名称　大夢（おおゆめ）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　岩手県
　岩手県盛岡市内丸10番１号
7　出願公表の年月日　平成24年３月16日

1　品種登録の番号　第22370号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Oncidium Group
4　登録品種の名称　BABY FACE
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　Chih-Wen, Hung
　1―25, Shuitou Lane, Jiahou Rd., Waipu Shiang, Taichung county, 438 Taiwan
7　出願公表の年月日　平成22年４月22日

1　品種登録の番号　第22371号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Oncidium Group
4　登録品種の名称　Tainung NO.4 SW
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　Agricultural Research Institute
　189, Zhongzheng Rd., Wufeng Dist., Taichung City, 41362, Taiwan
7　出願公表の年月日　平成24年５月29日

1　品種登録の番号　第22372号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Oxypetalum caeruleum (D. Don) Decne.
4　登録品種の名称　池田（いけだ）　ピンク４号（ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　池田毅
　長野県下伊那郡松川町生田2572
7　出願公表の年月日　平成22年10月28日

1　品種登録の番号　第22373号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Oxypetalum caeruleum (D. Don) Decne.
4　登録品種の名称　ササソフロニオ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　有限会社笹岡花卉農園
　高知県須崎市下分甲1308番地
7　出願公表の年月日　平成23年４月５日

1　品種登録の番号　第22374号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Oxypetalum caeruleum (D. Don) Decne.
4　登録品種の名称　ササブランド
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　有限会社笹岡花卉農園
　高知県須崎市下分甲1308番地
7　出願公表の年月日　平成23年10月７日

1　品種登録の番号　第22375号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　Sheena233-55
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　有限会社椎名洋ラン園
　千葉県旭市井戸野3665
7　出願公表の年月日　平成24年７月19日

1　品種登録の番号　第22376号
2　品種登録の年月日　平成25年３月６日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　Sheena233-8
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　有限会社椎名洋ラン園
　千葉県旭市井戸野3665
7　出願公表の年月日　平成24年７月19日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省告示第１号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十五年三月六日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針

我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題である。しかし、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分されており、その場合に回収されているものは、鉄やアルミニウム等一部の金属にとどまり、金や銅などの金属は大部分が埋立処分されている。

新規の最終処分場の立地が困難となる中で、残余容量は減少が続いており、使用済小型電子機器等の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減が期待されている。

さらに、再資源化の工程の中で使用済小型電子機器等に含まれる有害物質が適切に処理されることとなり、環境管理の改善効果も期待される。

また、資源採掘時には、岩石、土砂を含めた廃棄物の発生やエネルギー消費等、多量の物質・資源が関与しており、資源採掘時の環境負荷を低減する観点からも、再生資源の十分な利用を図ることが重要である。